

「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（案）」に対するパブリックコメントの実施結果

パブリックコメントの概要

1. 意見募集期間 平成28年1月25日（月）から2月23日（火）
2. 意見募集対象者 市内に在住・通勤・通学する人、市内に事務所・事業所を有する個人・法人・団体
3. 意見募集方法 資料閲覧場所にある意見募集用紙に住所・氏名・意見などを書いて、持参または郵送
市ホームページから電子メールで送信
4. 意見提出者 11名（持参5名、郵送4名、電子メール2名）
5. 意見総数 50件
6. 対応状況

区分	件数	備考
A： 計画に追加、または修正するもの（追加修正）	0	
B： 計画に趣旨を記載済みのもの（趣旨記載）	7	
C： 計画の実施段階で参考とするもの（参考）	6	
D： その他（その他）	37	
計	50	

【基本計画（案）に直接的にかかわること】（その1）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
1	現甘南備園焼却場の都市計画決定はどうするのですか。	可燃ごみ広域処理施設に係る都市計画決定の手続きと整合を取る必要があると考えています。	D：その他	第2章 第1節	1
2	全連続運転によるストーカ方式が良いです。	本基本計画（案）では、全連続運転ストーカ方式を採用するものとしています。	B：趣旨記載	第2章 第2節	1
3	施設の規模はどのようにして決めたのですか。	今年度策定している京田辺市、枚方市的一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）での将来のごみ処理量推計を基に施設規模を算出しています。引き続き精査を行います。	B：趣旨記載	第2章 第2節	1
4	系列数はどのように決めたのですか。	京田辺市と枚方市は、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯があります。また、可燃ごみ広域処理施設と枚方市東部清掃工場の位置関係は近接しており、両施設の間で定期補修整備時などにおける稼働体制の調整が十分に可能であることから、東部清掃工場+1系列又は東部清掃工場+2系列について比較検討を行いました。その結果、1系列の方が優れていることから、1系列としました。	B：趣旨記載	第2章 第2節	1

【基本計画（案）に直接的にかかわること】（その2）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
5	可燃ごみ広域処理施設の排水はどうするのですか。	生活排水は直接下水道へ放流し、プラントからの排水については、排水処理設備で処理を行い、一部循環して再利用を図りますが、余剰となった排水については、京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）における排除基準に適合させて下水道へ放流します。	B：趣旨記載	第3章 第2節	1
6	煙突高さの検討過程及び結果を公表して欲しいです。	煙突高さは、約100mを基本としますが、排ガス処理設備で除却されたガスの拡散を考慮するほか、地形や周辺建物の影響等を加味して、周辺環境に与える影響、環境基準との整合を図り決定します。	B：趣旨記載	第4章 第1節	1
7	今後の焼却灰の最終処分はどうするのですか。	焼却灰については、現在と同様に大阪湾圏域広域処理場への埋立処分を基本としますが、埋立計画期間が平成39年度までとなっていることや循環型社会形成及び低炭素社会の持続的発展に寄与するため、今後、地域特性を踏まえつつ、灰の再資源化など灰の処理計画を検討していきます。	B：趣旨記載	第4章 第3節	2
8	施設規模の異なる場合の事業費を示して下さい。	本基本計画（案）では、施設規模を168tに決定し、その概算建設費を示しています。	D：その他	第5章 第1節	1
9	環境啓発展示スペースの設置に際しては本当に市民に役立つものとして下さい。	引き続き、検討を行います。	C：参考	第6章	1

【基本計画（案）に直接的にかかわること】（その3）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
10	環境啓発施設は、小学4年生で行われる環境学習時に、理解出来る施設にして欲しいです。	引き続き、検討を行います。	C：参考	第6章	1
11	事業運営方式について、どのように考えているのですか。	引き続き、検討を行います。	D：その他	第7章	1
					小計 12

【可燃ごみ広域処理施設にかかること】（その1）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
12	広域化は効率化が期待できます。	(特記なし)	D: その他	—	1
13	用地買収は公共性を重視した価格で折衝して下さい。	不動産鑑定評価を基に適正な価格で交渉を行います。	D: その他	—	1
14	更新の場所は、すでに整備されている今の場所（拡張含む）が良いです。	(特記なし)	D: その他	—	1
15	処理の広域化は国が進めており、枚方市との連携は良い案です。	(特記なし)	D: その他	—	1
16	基本構想時と基本計画時で、両市のごみ量、交付金に違いがあります。	昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想では、京田辺市、枚方市が各々で基本的な方向性を示したものであり、本基本計画（案）では、より具体的に、両市的一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）の将来ごみ処理量推計を基に、さまざまな条件がある中、施設規模と環境保全目標をプラントメーカーに提示し、概算見積額の回答を示したものです。今後も様々な調査を行った上で設計を進め、建設費等を算出する予定です。	D: その他	—	1

【可燃ごみ広域処理施設にかかること】（その2）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
17	土地費用は、ごみ量案分ではないですか。	可燃ごみ広域処理施設は、京田辺市域に建設します。また、その可燃ごみ広域処理施設を更新する場合の次期後継施設は、枚方市域に建設します。用地取得及び粗造成の費用は、建設予定市域の市が各自負担することから、ごみ量案分ではありません。	D：その他	－	2
18	用地の取得は、京田辺市が負担するのですか。	可燃ごみ広域処理施設は、京田辺市域に建設します。また、その可燃ごみ広域処理施設を更新する場合の次期後継施設は、枚方市域に建設します。用地取得及び粗造成の費用は、建設予定市域の市が各自負担します。	D：その他	－	1
19	広域化について充分な説明が行われていません。	広域化については、昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想の中で検討を行い、その基本構想については、広く市民のみなさまからのご意見をお聞きするという観点から、パブリックコメントを実施し、市ホームページや市内各所の公共施設で資料の閲覧が出来るようにしました。	D：その他	－	1
20	なぜ枚方市と広域化を行うのですか。	昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想の中で検討を行い、処理体制については、広域処理が単独処理に比べて優位性が高く、また、枚方市との広域処理は高い評価となりました。	D：その他	－	1

【可燃ごみ広域処理施設にかかること】（その3）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
21	建設地の地盤はどのようにになっているのですか。	可燃ごみ広域処理施設の建設に際して、構造物を安全・安定的に支持するために、必要な時期に必要な調査を実施します。	D: その他	—	1
22	枚方市からの搬入車両による、甘南備園周辺における環境への影響はどうですか。	京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）に基づき、必要な時期に、必要な調査し、評価を行います。評価の結果、環境の保全等のために特に必要がある場合、環境保全等の措置を講じます。	D: その他	—	1
23	建設に対して実施される環境影響評価については速やかに公表して下さい。	京都府環境影響評価条例に基づき、必要な時期に公表していきます。	D: その他	—	1
24	広域化について、本基本計画にて充分な説明が行われていないです。	広域処理については、昨年度策定したごみ処理施設整備基本構想の中で、環境保全性、資源循環性、経済性などの検討を行い、優位性が高いとされました。本基本計画（案）は京田辺市及び枚方市が各々策定した基本構想を基に、より具体的に可燃ごみ広域処理施設の整備に必要な、規模及び処理方式等の基本的事項を取りまとめたものです。	D: その他	—	1

【可燃ごみ広域処理施設にかかること】（その4）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
25	費用負担について、具体的な内容説明がないです。	費用負担については、両市で設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」で協議を行っており、その協議内容は、「連絡協議会だより（第2回）」等として、市ホームページで公表しております。	D：その他	—	1
26	両市の費用負担割合はどうなっていますか。	施設整備に係る計画に関する費用及び建設に関する費用については「ごみ量割90%、均等割10%」とし、施設稼働後の施設管理運営に関する費用については「ごみ量割」としています。	D：その他	—	1
27	起債の償還計画は、どうなっていますか。	今後の事業進捗に合わせて、建設費等を含めた事業費を積み上げる中で、資金計画を策定し、精査していきます。	D：その他	—	1
28	可燃ごみ広域処理施設へは、車だけではなく、徒歩で気軽に訪れるよう、歩道整備（国道307号含む。）が必要です。	国道307号改良事業の早期完成については、引き続き、京都府に要望を行います。国道307号から可燃ごみ広域処理施設までの間については、歩道を含めた道路の整備を検討します。	C：参考	—	1
29	造成工事費用は、どうなっていますか。	今後の事業進捗に合わせて、引き続き、調査・設計等を行っていきます。	D：その他	—	1
30	基本計画書は、全体的に堅実でよくまとめられています。	（特記なし）	D：その他	—	1
小計					20

【その他】（その1）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
31	市内全域での説明会が必要ではないですか。	本基本計画（案）については、広く市民のみなさまからのご意見をお聞きするという観点から、パブリックコメントを実施し、市ホームページや市内各所の公共施設で資料の閲覧が出来るようにしました。	D：その他	－	5
32	年末年始の焼却施設閉園時について、自動化により持ち込みごみを受け入れて欲しいです。	一般市民の持ち込みごみについては、従来のとおり、現在の甘南備園で取り扱います。	D：その他	－	1
33	市役所入口に募集箱を設置して下さい。	今後、参考にします。	C：参考	－	1
34	設立するとされる一部事務組合の具体的な中味がわからないです。	一部事務組合については、両市で設置した「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」で協議を行っており、その協議内容は、「連絡協議会だより（第3回）」等として、市ホームページで公表しております。	D：その他	－	1
35	一部事務組合議員の定数は12人で枚方市7人、京田辺市5人となっています。多数決となった場合、不公平ではないですか。	一般廃棄物（可燃ごみ）の処理責任は、市町村にあります。京田辺市と枚方市が共同してその責務を果たすために設置する一部事務組合は、両市から独立した特別地方公共団体であり、一部事務組合議員は、その責務を果たすため、公正かつ適正な審議等を行うことになります。	D：その他	－	1

【その他】（その2）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
36	市民参加の委員会などによる協議が必要ではないですか。	本基本計画（案）は、昨年度に学識経験者、市議会議員、一般公募の市民などを委員とする「京田辺市ごみ減量化推進審議会」で審議を行い策定した、ごみ処理施設整備基本構想を基に策定したものです。	D：その他	－	3
37	パブリックコメントについて、本編は約100ページにもおよび、別紙概要書は簡略すぎます。	パブリックコメントにかかる資料については、まず、概要書をご覧いただき、さらにお知りになりたい事項について、本編をご覧いただくよう考え方作成したものです。	D：その他	－	1
38	隣接4区・自治会に配布されている回覧文書を全市域に回覧するべきです。	今まで京田辺市から発生する可燃ごみが安全・安定的に処理されてきたのは、地元のみなさまのご理解、ご協力があってのことと考えています。今回の可燃ごみ広域処理施設は甘南備園焼却施設の建替えとなることから、更なるご理解、ご協力を得ながら進めていきたいと考えています。	D：その他	－	1
39	「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会だより」を全市域に回覧するべきです。	「枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会だより」については、市ホームページ等で公表しています。	D：その他	－	1
40	パブリックコメントを意見募集手続きと表記して下さい。	今後、参考にします	C：参考	－	1

【その他】（その3）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方	対応区分	関係章	件数
41	ホームページのトップページからパブリックコメントまで辿り着くのが複雑です。	今後、参考にします。	C：参考	—	1
42	地元4区・自治会を対象に、説明会を行いますか。	今まで京田辺市から発生する可燃ごみが安全・安定的に処理されてきたのは、地元のみなさまのご理解、ご協力があってのことと考えています。今回の可燃ごみ広域処理施設は甘南備園焼却施設の建替えとなることから、更なるご理解、ご協力を得ながら進めていきたいと考えています。	D：その他	—	1
小計					18

合計	50
----	----